大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和7年8月22日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和7年8月22日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ関

関市市平賀字岩下458番地 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

昭和リース株式会社

代表取締役 泰山 信介

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称)アクロスプラザ関	アクロスプラザ関
関市平賀第二土地区画整理地12街区1	関市市平賀字岩下458番地 ほか
画地の一部 外	

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社大阪屋ショップ	株式会社大阪屋ショップ
代表取締役 尾崎 弘明	代表取締役 尾崎 弘明
富山県富山市赤田487番地1	富山県富山市赤田487番地1
他 2 者	他 3 者

4 届出年月日

令和7年8月4日